

## 下水道自費工事記録写真撮影指針及び注意点

三鷹市下水道標準構造図を基に施工し、下記工程の写真を必ず撮影していただくようお願いいたします。下記工程の写真が確認できない場合、**施工のやり直しとなる場合**がありますのでご注意ください。

### 【設置の場合】

- 1 まず据え付け状況（三鷹市下水道標準構造図どおり）
- 2 本管穴あけ完了時（コア（コンクリート片、塩化ビニル片）の写真）
- 3 支管取付完了時（**接着剤を接合面全面に均一かつ十分に塗布していることが確認できる写真、番線またはビス止めのアップ写真**）
- 4 取付管下 10 cm、管上 10 cmのしゃ断層用砂又は改良土施工状況
- 5 取付管（砂付）布設完了時（ますまでの全景とします。）
- 6 砂埋め戻し及び転圧状況（敷砂含む）
- 7 L形の小口径（内径 200mm）公共ますを設置する場合は、L形ます縁塊用底板の施工状況
- 8 ます蓋（合流・汚水・雨水の刻印が確認できるもの。）

### 【撤去閉塞の場合】

- 1 閉塞完了時（接着剤を接合面全面に均一かつ十分に塗布し、**番線またはビス止めのアップ写真及びモルタルで防護する写真**）
- 2 砂埋め戻し及び転圧状況（敷砂含む）

※支障物件等で許可内容に変更が生じた場合には、施工前に三鷹市水再生課職員と協議して、指示を受けて施工してください。

### 下水道施設保全に関するお願い

建築物の建築中に発生したコンクリート、モルタル、砂利等やスコップ等の洗い水を下水道の公共ます（道路用雨水ます含む）に絶対に流さないでください。

モルタルは下水管の中で硬化し、下水の流れを妨げ、管の詰まりで悪臭が発生し、ひいては下水排水機能に重大な影響を及ぼします。

また、分流地域の雨水ますにモルタル等を流すと、河川に直接放流し、重大な事故につながります。

下水道施設にモルタル等の下水以外の物を流した場合は、不法投棄として法律で罰せられますので、必ず建築主及び建築業者に申し送りをしてください。

なお、それでも不法投棄をした場合は、事業者の責任において、モルタル等の不法投棄物を除去することになります。